

管理 No.	F017
--------	------

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間（個票）

所管部署:福祉部障がい福祉課
(療育係 /内線:2792)

根拠区分	法律・条例	
許認可等の名称	障害児通所給付費等の額の特例	
処分権者	市長	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	児童福祉法 (昭和22年12月12日法律第164号)
	根拠規定条項	21条5の11
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号)	児童福祉法施行規則 (昭和23年3月31日号外厚労省令第11号)
	基準規定条項	第18条の5
	審査基準	<p>十八条の五 特例障害児通所給付費の支給を受けようとする通所給付決定保護者は、法第二十一条の五の四第一項の規定に基づき、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。</p> <p>当該申請を行う通所給付決定保護者の氏名、居住地、生年月日、個人番号、連絡先及び通所受給者証番号</p> <p>当該申請に係る障害児の氏名、生年月日、個人番号及び通所給付決定保護者との続柄</p> <p>支給を受けようとする特例障害児通所給付費の額</p> <p>前項の申請書には、同項第三号に掲げる額を証する書類を添付しなければならない。</p>
標準処理期間 (経由機関の日数)	申請受理日よりおおむね30日	
本票の作成日	平成29年2月3日作成	
更新履歴(更新日)	改正沿革 平成 年 月 日改正	

審査基準(裏面追加)

	基準内容
審査基準等 補足	